

行政事業レビューシート (国土交通省)						
予算事業名	被害者相談等自賠責制度の適正・円滑な執行		事業開始年度	昭和42年度		作成責任者
担当部局庁	自動車交通局		担当課室	保障課		課長 八木 一夫
会計区分	自動車安全特別会計 (自動車事故対策勘定)		上位政策	自動車事故の被害者の救済を図る		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	自動車損害賠償保障法附則第4項		関係する計画、通知等	自動車事故対策計画 (平成14年国土交通省告示第52号)		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	自動車事故に係る損害賠償問題、自賠責の保険金の支払いに関する紛争について、公正で中立な弁護士や専門的知識を有する者による相談、指導、調停等を受けられる環境を整備するとともに自賠責保険の無保険車の発生防止を図り、自動車事故被害者の救済を図る。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士による自動車事故に係る損害賠償に関する事故相談・示談あつ旋事業等</li> <li>・弁護士や専門家による自賠責の保険金の支払いに関する紛争処理事業</li> <li>・自賠責保険の無保険車の発生防止に係る周知・啓発事業</li> </ul>					
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車事故相談及び示談あつ旋事業(21年度) 事故相談事業:131相談所 37,828件、示談あつ旋事業:37相談所 2,525件、電話相談事業:8相談所 1,300件、高次脳機能障害相談事業:9相談所、87件</li> <li>・紛争処理事業(21年度) 申請件数:953件、調停件数:770件</li> <li>・無保険車防止対策事業(21年度) 啓発はがき発送件数:1,038,675件、無保険撲滅ポスター:12,600枚</li> </ul>					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	710	720	758	758	758
	執行額	710	720	755		
	執行率	100.0%	100.0%	99.6%		
	総事業費(執行ベース)	—	—	—		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	事業実績報告及び立入検査や事業の進捗等についての意見交換会により実施状況を把握している。				
	見直しの余地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度の相談等実績が少ない相談所については補助対象から除外することや、担当弁護士の自動車事故に係る専門的知識(高次脳機能障害など)の向上を図るなど、より効果的な事業の実施を行う。</li> <li>・さらに地域による相談等の機会を平等にするべく、相談実績を踏まえ、実施箇所数の見直し及び担当弁護士の専門的能力の向上を図り、質の高い相談等が行えるようにするなど、より効果的な事業の実施を行う。</li> </ul> <p>(20年以上経過した事務事業の廃止を前提とする検証) 本事業は、自動車事故に係る事故相談・示談あつ旋、保険金の支払いに関する紛争処理といった自動車事故の被害者救済を図る事業であることから、引き続き、事業としては継続する必要があるが、前年度の事業実績等を踏まえた補助対象とするなど不断の見直しを行い、より効果的な事業の実施を行うこととする。</p>				
予算監視の効率化	【現状維持】 引き続き、滞りなく適切に業務を行うこと。					
補記	【予算科目】					
	01 自動車事故対策費					
	95 自動車事故対策に必要な経費			(21年度予算額)	(21年度決算見込額)	
	95016-405-16 自動車事故対策費補助金			758百万円	755百万円	

国土交通省  
755百万円

自動車事故による被害者の援護に関する事業に助成を行い、被害者の保護を増進する。

【補助】

A. (財)日弁連交通事故相談センター  
570百万円

自動車事故対策費補助を受けて、自動車事故相談及び示談あっ旋事業を実施

【補助】

B. (財)自賠責保険・共済紛争処理機構  
150百万円

自動車事故対策費補助を受けて、自賠責保険の支払いに関する紛争処理事業を実施

【公募・補助】

C. 民間事業者等(5者)  
35百万円

自動車事故対策費補助を受けて、無保険者防止対策事業を実施

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロック  
 ごとに最大の  
 金額が支出され  
 ている者につい  
 て記載する。使  
 途と費目の双方  
 で実情が分かる  
 ように記載)

A.(財)日弁連交通事故相談センター			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
弁護士謝金	弁護士に対する謝金	414			
人件費	事務職員	117			
広報費	リーフレット、広告等	19			
事務費	郵便通信費、消耗品費等	12			
研修費	開催経費(会場借料等)	8			
計		570	計		0
B.(財)自賠責保険・共済紛争処理機構			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
委員謝金	紛争処理委員に対する謝金	74			
賃借料	事務所賃料等	42			
委託費	紛争処理事案の集計・分析等	23			
広報費	リーフレット、広告等	11			
計		150	計		0
C.自動車安全運転センター			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事務費	通信運搬費、消耗品費	29			
計		29	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

【別紙】

C.民間事業者等(5者) 35百万円		
No.	支出先	金額 (百万円)
1	自動車安全運転センター	29
2	三井住友海上火災保険(株)	2
3	(株)カーセブンディベロプメント	2
4	(株)テクノ自動車学校	2
5	(株)大佐和自動車教習所	0
6		
7		
8		
9		
10		